



# 『労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定』の申し入れ(その1)

【委員会活動について】

**組合：各職場の委員会の現状は？**

**会社：営業は各職場4つ、運輸は各職場10前後、設備は一ヶ月前半**

**組合：運輸が突出していないか？管理者が管理しきれないのではなか？**

**会社：特に突出しているという意見は聞いていない。**

**第2回交渉!**

【第3項】

コンプライアンス遵守の考え方を明らかにするとともに、今回の「労働基準法36条違反」について全社員に周知する事

本事象を受けて、現場長及び管理者に対し直ちに勤務勉強会を実施する等、再発防止に向けた取り組みをおこなっているところである。なお、法令や規則などを遵守する考えはかわりない。

**組合：全社員に周知はしたのか？**

**会社：今回の事象を受けて、日8時間の限度時間を周知しなければならないと考え、わかりやすい資料を提示してきた。**

**組合：しかし、職場では「なぜ書面が出たのか？」周知されていなかったり、書面が出ていることも知らない仲間もいる。**

**会社：現場への周知は現場長の判断で行われている。**

**組合：再発防止のために、周知の仕方が不十分である。**

**会社：今回の事象を隠すつもりはない。必要なことは伝えているつもりだ。**

**組合：過去4件発生させたことを重く受け止めるべき！議事録の中で周知する方法を確認する**

## 周知の方法について対立!

【第4項】

繰り返し36違反が発生していることを鑑み、現在締結中の36協定は12月で締結を見直し、改めて1月から、検証機関を設け締結機関については3か月とすること。

現在、再発防止に向けた対策を周知徹底しているところであり、現行協定を見直す考えはない。

**組合：議論を踏まえ、検証期間を設けて3か月締結を求める。**

**会社：1年間の協定継続中なのでこのままでいきたい。**

**組合：各項目で対立になっている状況で1年締結が前提にならないということを通告する。**

**会社：発生させたこと軽く見るつもりはない。**

**来年度の36協定締結に向けて「1年締結が前提にならない事」を通告!**